

◎挨拶

(会長挨拶)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第3回農業委員会総会を開会いたします。

(午前 9時55分)

◎議事録署名委員指名

議 長 それでは、議事録議署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、6番、十河京子君、7番、高橋裕君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、4の議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 着座にて説明させていただきます。

議案第1号についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和3年5月28日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和3年6月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容につきましては、岡部課長補佐から説明をさせていただきます。

議 長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いをいたします。

今月上旬をいたしました農用地利用集積計画についてご説明いたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案3件、更新案2件となっております。

1件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は渋川市金井の方、使用貸借の設定で、農地の所在は新井字十二前2291の1番、現況地目は畑、面積は1,122平米となっております。借手は新井の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は、令和3年7月1日より5年間で、令和8年6月30日までとなっております。

2件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字中ノ前1856番、現況地目は田、面積は1,075平米となっております。借手は広馬場の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間、令和3年7月1日より5年間で、令和8年6月30日までとなっております。

3件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は渋川市行幸田の方、使用貸借の設定で、農地の所在は長岡字屋敷平1991の2番、現況地目は畑、面積は1,300平米となっております。借手は農地組合法人ぐんま中央ファームで、利用目的は普通畑利用で、貸借期間は令和3年7月1日より5年間で、令和8年6月30日までとなっております。

4件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は山子田の方、使用貸借の設定で、農地の所在は山子田字坂爪994番、現況地目は田、面積は1,564平米となっております。借手は株式会社観光農園はるなさんで、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和3年7月1日より9年5か月で、令和12年11月30日までとなっております。

こちらの計画なんですけれども、令和12年の12月1日から利用権設定を行った農地について、実際に借り受けた農地の地番は994であったんですけれども、利用権設定の申請のときは、山子田の坂爪990となっております。農地の番地が異なっていたため、実際に借り受けている農地の地番で利用権設定を行うものです。

また、貸借期間につきましては、現在借り受けている隣接地の終期、令和12年11月30日と合わせるため、9年5か月となっております。

5件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は長岡字屋敷平2004の2番。現況地目は畑、面積は420平米となっております。借手は長岡の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和3年7月1日より4年9か月間で、令和8年3月31日までとなっております。

こちらの土地につきましては、土地の所有者の方から管理が困難で誰か耕作できる人はいないかという相談を受けまして、たまたま隣接地を借りている方に相談したところ、耕作が可能だということだったので、今回利用権設定を行うものとなっております。

借受け期間につきましても、現在借り受けている隣接地の終期、令和8年3月31日

と合わせるため4年9か月間の設定となっております。

計画書の写しを3ページから9ページに添付しております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま議案第1号について事務局からの説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑のなしのお声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで岡部課長補佐、退席を認めます。

(岡部課長補佐退席)

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 競売農地買受適格証明願に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書10ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号について説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字山子田字中野2004の3番、地目は登記簿が畑、現況が雑種地となっております。面積は213平米、利用種別につきましては3条有償移転となっております。内容は競売です。譲渡人は、山子田の方です。経営面積は自耕作5.6アール。譲受人は高崎市の方で、農業を営んでおります。経営面積は自耕作で73.1アール。申請事項につきましては、高崎市で耕作しているが標高差のある榛東村で時期をずらし収穫したいと農地を探していたところ、競売物件である申請地を知り、落札して耕作したいとのこととございます。受入れ世帯の稼働人員ですが2人中1人。備考ですが、競売期間は令和3年6月8日から6月15日までとなっております。

議案書11ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

なお、今回の申請願で買受適格要件を満たし、買受適格証明を交付することになった場合、申請者が買受人となり当該証明書交付時と事情が異なっていないと認めた場合は、会長専決により許可相当とすることになります。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番、農業委員、高橋です。

今の事務局の説明のとおりであります。場所等若干の補足を説明をしたいと思えます。

現地の場所は、しんとう総合グラウンドの西側のところに位置しております。焼肉ハウス丘の西側というか、細い面積になっております。現地確認調書の2ページのところで見ていただくと分かるんですけども、競売ということでございますので、許可相当と私自体は思うんですけども、実際、個人的な意見で申し上げちゃうと、果たして農地としてはどうかという、逆にそんな感じがするような感じもいたしますが、地目等農地ということなので、もうこれはやむを得ないということでございますので、許可相当ということで担当委員としまして意見を申し上げたいと思えます。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり買受適格証明を交付することとします。

また、願出人が買受人となり、適格証明交付時に事情が異なっていないと認められた場合、会長専決により許可相当とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は会長専決により農地法第3条の規定により、許可申請があった場合は、会長の専決により許可相当とします。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書12ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1、地目の所在は大字長岡字小林沢1465の2番。地目は登記簿、畑、現況が山林原野となっております。面積は441平米、権利種別は3条有償移転、内容は売買でございます。譲渡人は長岡の方で、経営面積は自耕作132.2アール。申請事由としましては、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことでございます。また、譲受人は長岡の方で、経営面積は自耕作127.4アール。申請事由は、多角的に営農しているが、経営拡大のため申請地を購入し、野菜を栽培したいとのことでございます。受入れ世帯の稼働人員は、3人中3人です。

議案書13ページをご覧ください。

議案第3号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、農業委員、安藤です。

ただいま事務局長より説明がありました1番の申請につきまして、少し補足をしたいと思います。

現地確認調書の4ページ、5ページをご覧ください。

ここは、農免道路を北へずっと行って、吉岡町との境にある滝沢大橋の手前を右に100メートルぐらい下がったところの右側のところ。地目は畑ですが、現況は木が生えているところもあり、原野になっております。権利の種別は売買です。申請事由については、譲受人の申出を受け、譲渡人は譲り渡したいということです。譲受人は多角的に営農しているので、経営拡大のために申請地を譲渡人より購入して、野菜栽培をするということで、私としては問題ありませんので、許可相当と思われまして、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書14ページ、現地確認調書は8ページからとなります。

議案第4号、番号1、農地の所在は大字山子田字神田1157の6番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は500平米でございます。申請人は新井の方で、職業は会社員。転用目的は一般個人住宅でございます。施設等は、一般住宅建設用地78.04平米となっております。転用理由につきましては、現在、村内で親と同居しているが、将来を考慮し、自己住宅の新築を計画していたところ、このたび計画が整ったため、申請地を住宅建設用地として利用したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は3種農地となっております。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 ただいま事務局長より番号1の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番、農業委員、高橋です。

ただいまの事務局の説明のとおりではありますが、若干そのほかについて説明をしたいと思います。

まず、場所なんですけど役場のすぐ北側に位置しておりまして、北側道路の真っすぐ県道に抜ける途中のところから右折したところとなっております。

まず、南側に公衆用道路、舗装はしていないんですけども、公衆用道路が、村道が走っております。西側には2件宅地、それからその下に関しては、東に関してはこの方の持っていらっしゃる農地というところなんです。雨水については、自然浸透を採用することです。それから、雑排水については、合併浄化槽を利用するということになっております。

地区担当としまして、許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願
いたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

推進委員 7 番、小川君。

小川委員 推進委員 7 番の小川です。

ちょっと教えてもらえればと思うんですけども、これ 3 種農地になっているん
ですけども、これ役場がそばにあるとか、この喜望峰ですか、こういう病院というん
ですか、がそばにあるんで 3 種農地というそういう捉え方なんでしょうか。どの辺までが
3 種農地になるか教えてもらえればと思うんですけども。

議 長 事務局長。

事務局長 今回の土地につきましては、今、小川委員よりお話のありましたとおり、役
場からの距離が一つございます。また、喜望峰等の介護施設等も隣接してあるとい
うことで、おおむね 300 メーター以内というところの直線上で考えたときの範囲に入
てくるということで 3 種農地の取り扱いとなつての記載をさせていただいております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号 1 は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号 1 は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第 5 号

議 長 次に、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見
についてを議題といたします。

番号 1 について、事務局長説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第 5 号、番号 1 についてご説明申し上げます。

議案書は 15 ページは、現地確認調書は 12 ページからとなります。

議案第5号、番号1、農地の所在は大字山子田字柳沢2517の1番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は305平米でございます。権利は所有権移転売買。譲渡人の方は伊勢崎市の方で、職業は学生。譲受人の方は渋川市の方で、職業は不動産賃貸業。転用目的は、貸家住宅用地、施設等につきましては貸家住宅用地52.99平米でございます。転用理由につきましては、譲受人は渋川市で不動産賃貸業及び管理業務等を営んでいるが、役場や小学校に近く、需要が見込めるため、申請地を購入し、貸家住宅用地として利用したいとのことでございます。また、譲渡人は耕作困難なため、申請地を譲受人に譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、議案第5号、番号1の説明を終わります。

議長 ただいま番号1について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番、高橋です。

先ほどの議案5号の第1番ですが、事務局の説明のとおりでございますが、若干位置等について説明補足をしたいと思えます。位置的には、役場のこちらの庁舎の北400メートルぐらいのところに位置しております。

現地確認調書のページでいきますと12ページでございます。

それで、こちらに関しては場所はそういうことなんですが、西側に道路、それから南側に道路、東側が宅地ということでございます。それで、生活雑排水については農業集落排水ということで、それに接続、それから雨水に関しては自然浸透という形を取っております。

地区担当としまして、許可相当と思われますので、皆様のご審議のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号2について説明申し上げます。

議案書は15ページ、現地確認調書は同じく15ページからとなります。

議案第5号、番号2、農地の所在は大字山子田字柳沢2517の12番。地目は、登記簿、現況ともに畑。面積は330平米でございます。権利は所有権移転売買、譲渡人は伊勢崎市の方で、職業は学生。譲受人は神奈川県の方で、職業は無職。転用目的は一般個人住宅です。施設等につきましては、一般住宅用地103.1平米とのことでございます。転用理由につきましては、譲受人は現在、神奈川県に居住しているが、定年退職したことから母の介護のため群馬県に戻り、実家近くにある申請地を購入し、自己住宅を新築したいとのことでございます。譲渡人は、耕作困難なため、申請地を譲受人に譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地でございます。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番、農業委員の高橋です。

先ほどの議案第5号の2番、これについて若干の補足をしたいと思います。

先ほどの案件の1つ空いた北側の通りの角ということになっております。こちらの関係は、東側のところが栗畑ということで農地になっているんですが、そちらに関しては擁壁で崩れないようにするということだそうです。それで、生活雑排水については、農集排につながると。それから雨水については、自然浸透という形になっております。北側道路、西側道路とのちょうど角地という形になっております。地区担当としまして、許可相当と思われますので、皆様のご審議のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について、事務局長説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号3について説明申し上げます。

議案書15ページ、現地確認調書は18ページからとなります。

議案第5号、番号3、農地の所在は大字山子田字柳沢2517の13番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は346平米でございます。権利は所有権移転売買。譲渡人の方は伊勢崎市の方で、職業は学生。譲受人の方は前橋市の方で、職業は会社員。転用目的ですが、一般個人住宅。施設等につきましては、一般住宅用地111.79平米とのことでございます。転用理由につきましては、譲受人は現在、前橋市で借家住まいをしているが、手狭で困っていたため、申請地を購入し、自己住宅を新築したいとのことでございます。また、譲渡人は耕作困難なため、申請地を譲受人に譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地でございます。

以上で、議案第5号、番号3の説明を終わります。

議長 ただいま番号3について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番、農業委員、高橋です。

ただいまの議案第5号、3番の説明ですが、事務局の説明のとおりです。

若干の補足を説明をしたいと思います。

先ほどの案件の真ん中部分ということなのですが、こちらは西側道路、それから東側に擁壁をとという予定です。生活雑排水に関しては農業集落排水へ流すと。それから、雨水については敷地内自然浸透という形になっております。地区担当としまして、許可相当と思われまますので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号4について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第5号、番号4について説明申し上げます。

議案書は16ページ、現地確認調書は21ページからとなります。

番号4、農地の所在は大字新井字清水貝戸501の4番。地目は登記簿、現況ともに畑、面積は1,139平米でございます。権利は所有権移転売買。譲渡人の方は山子田の方で職業は農業、譲受人の方は山子田の方で、職業は園芸資材運搬、販売業でございます。転用目的は露店資材置場、施設等につきましては露店資材置場用地でございます。転用理由につきましては、譲受人は村内で園芸資材の生産販売業を営んでいるが、業務が順調で受注が増え、現在の置場だけでは不足するため、申請地を購入し、利用したいとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、宅地開発審議案件でございます。また、先月からの継続審議案件となっております。

以上で、番号4の説明を終わります。

議長 番号4について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

2番、松岡君。

松岡委員 2番、農業委員、松岡です。

前回保留になった申請のもので、再度の申請ですけれども、よく調査をしてきたこととしたので、直接、松本園芸さんに会い、どのような仕事をしているか伺ってきたところ、倉庫には桐生砂と書いた製品が袋で置いてありました。また、そばには暖炉用に使うまきですか、それを積んでありました。ストーブに使うそのまきというのは、砂をお客さんに届けた帰りに、そのまきを仕入れてくるそうです。近くに作業場があり、石と砂を選別するような機械があり、そのそばには砂の山がありました。その日はちょうど珍しく強い雨が降っておりましたけれども、砂は保湿性を保つ性質があるとのことで、少し傾斜地のところでしたが、流れていませんでした。倉庫の南側から上り上がる道があり、そこから申請地へ道がつながっておりました。途中で側溝からの水が流れるようにますがあり、そこから川へと雨水が流れるようになっておりました。申請地の北のり面は、申請者の父の名義の土地であり、その父の了解を得ているので、雨水が北のほうに流れても自然浸透であっても何ら問題はないと思われまます。また、申請地の南には公衆道路があり、今日見た感じでは、少し道路のほうに雨水が流れるのではないかとわれままして、ちょっと私も不安になったんですけれども、あの時点では私は許可相当と判断しました。一応、ご審議のほどよろしくお願ひしたい

と思います。

擁壁を造ったほうがよいと言われましたけれども、露店の資材の置場に対して、擁壁を言うだけあれがあるのかな。それとも少し聞いた話では、北側に雨水が流れるように整地するという事も聞きましたので、いかがかと思います。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

今、地元の委員さんからも許可相当。その話の中でちょっと雨水のことにちょっと心配があるというようなお話もございました。

先ほどの現地調査に行ったところ、やっぱり幾らか南傾斜でしたよね。道路のほうに流れ出るのではないかという、これが懸念されますよね。道路流れますと、あれ、縦道なのに舗装されていませんね。砂の、砂利の道なので、大量に、今のところはその上にある資材置場等からもやっぱり雨水は出てくるんだと想定されますが、そこよりは今一枚というか、面積が、それで平静を保っているのかなと思いますね。それが今度2枚になってくると、大量に流れると。私の方の地元では、昔は縦道を舗装していないと夕立の後とかは必ず道路補修から仕事が始まるんですね。どうしても傾斜に対して縦にありますと、雨耕が立って、深く立てば通行も困難になるような、そういう経験もしてきました。それは何十年も昔の話ですけれども、今でも舗装されていなければそんなことは起こるのかなというのは想定されます。

また、この前の班長会議の中で示されたのは、この地主さんが自分で雨水の処理はするからいいというような報告がありましたよね。その中で下流というか、あの下地域は自分の関係者であると。だから何とでもなるんだというようなお話がございました。だから、好き勝手に流せばいいかということ許可してしまいますと、なかなかこの農業委員会が何のためにあるのかというようなことも懸念されますので、やはりここはこの地主さんが道路とかに害のないように水の処理方法を考慮してくれている一文を付け加えたらどうでしょうか。私はそのほうがいいと思うんですけれども、よろしく願いします。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

事務局。

事務局長 ただいま地元の委員さん並びに松下委員よりご意見いただきまして、先の開発委員会の方で、道路の関係の建設課になりますが、そちらからの指示事項というと

ころで出ておりましたのが、雨水対策、定期的な除草、また防火防災について適切な開発地の管理をしてくださいという一言をつけさせていただき、要望として提出をさせていただきます。

また、開発地につきましては、先ほど地元の委員さんからちょっとご説明もありましたが、ちょっと分かりづらくて申し訳ないんですが、現地確認調書の23ページ、ご覧いただいてよろしいでしょうか。申請地が新井の501の4番、その右上のほうに501の5という枝番がございます。501の5という枝番につきましては、申請者の親御さんの山林ということでございますが、こちらに向かいまして申請地については傾斜をつけるということでございます。こちらの資料にはございませんが、開発申請の案件の中には村道清水街道27号線より501の5番地、山林のほうに向かって敷地造成、整地をされて、傾斜を山林側に緩くつけるという計画の提出がございます。また、既存の開発地についても同様の傾斜をつけて、山林側に雨水を処理するような計画のものとなってございました。併せて道路に出た場合には、開発者のほうで処理をしてくださいという指示に従うという内容のもので回答が得られているかと思われますので、そういった指示等も併せてさせていただいているところであります。

以上です。

議 長 ただいま事務局より説明があったとおりでございます。

ほかに皆さんから何か意見ございますか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号5について、事務局、長説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第5号、番号5について説明申し上げます。

議案書は16ページ、現地確認調書は24ページからとなります。

議案第5号、番号5、農地の所在は大字新井字雛子3155の2。地目は登記簿、現況ともに畑、面積は24平米でございます。権利は所有権移転売買、譲渡人の方は新井の方で、職業は無職、譲受人の方は新井の方で、職業は会社員です。転用目的は一般個人住宅。施設等につきましては一般住宅用地拡張でございます。転用理由につきましては、譲受人は申請地隣接地に居住しているが、現在の敷地では駐車スペース等が狭

く、困っていたところ、譲渡人と話がついたため、申請地を購入し、敷地として利用したいとのございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲り渡したいとのございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地のございます。

以上で、議案第5号、番号5の説明を終わります。

議長 ただいま事務局より番号5の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいまの5番につきましては、事務局長説明のとおりございますが、現地の状況について説明をします。

現地確認調書24ページを開いてください。バイパスの雛子の信号をこれ旧道のほうですけれども、約250メートルほど東に入った道路の北側になります。

次、26ページを見ていただきたいとご思います。県道を下っていくと、ここに1軒あります。その東側が申請地で三角形、北側には馬入れというような道路があつて、三角地です。このような狭い面積ですので、こういう形で利用していただければいいのかなとご思います。私としては許可相当とご思いますので、ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号5について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よつて、番号5は許可相当とします。

以上、番号5は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号6について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号6について説明申し上げます。

議案書16ページ、現地確認調書27ページからとなります。

議案第5号、番号6、農地の所在は大字広馬場字中ノ前1705の1番。地目は登記簿、現況ともに田、面積は340平米ございます。権利は所有権移転売買。譲渡人の方は

富岡市の方で、職業は農業兼会社員、譲受人の方は高崎市の方で、職業は看護師。転用目的ですが一般個人住宅、施設等につきましては一般住宅用地48.85平米でございます。転用理由につきましては、譲受人は高崎市でアパート生活をしているが、子どもの成長に伴い手狭となり、自宅新築用地を探していたところ、譲渡人である叔父と話がついたため、申請したいとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡すとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地。

以上で議案第5号、番号6の説明を終わります。

議長 番号6について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員6番、一倉君。

一倉委員 6番、推進委員、一倉です。

5号議案、6番について事務局長説明のとおりです。地元委員として若干の補足をさせていただきます。

現地確認調書27ページから29ページをご覧ください。

申請地は渋川安中線、高崎方面に向かいまして広馬場の信号の手前左側に4分団の詰所があるんですけども、そこを右折して西側に入るんですかね。約150メートルぐらい上ったところに、手前左側に17区のコミセンがございます。その西側になります。下水は公共下水、雨水は敷地内で自然浸透です。周辺農地には影響がないと思われますので、私としては許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号6について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号6は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号6は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第6号

議長 次に、議案第6号 農地賃借料情報の提供についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書17ページをご覧ください。

議案第6号についてご説明申し上げます。

農地の賃借料情報の提供について（案）。

令和3年度の農地の賃借料情報について、下記のとおり決定を求める。

令和3年6月10日、榛東村農業委員会会長。

以下、記以降でございますが、読み上げさせていただきます、説明と代えさせていただきます。

令和2年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借の10アール当たりの賃借料水準（10アール当たりの年額）は次のとおりです。

田、水稻の部、締結公告された地域は、榛東村全域。期間につきましては、令和2年1月から12月。平均額、最高額、最低額、ともにございませんでした。賃貸借件数については、20件中ですがゼロ件でございます。

なお、榛東村全域の過去5年間、平成28年から令和2年までの締結になったものについて平均金額が1万4,200円、最高額が1万4,202円、最低額は1万4,202円でございます。賃貸借件数は105件中1件となっております。

次に、畑（普通畑）の部でございます。

締結公告された地域、榛東村全域では令和2年1月から12月までに平均金額で7,600円、過去1年で3,200円でございます。最高額は1万810円、同じく1万810円でございます。最低額につきましては2,320円、過去1年間はございませんでした。賃貸借件数につきましては59件中25件となっております。

次に、過去5年間で榛東村全域のものでございますが、平均額は7,500円、5年間では3,100円でございます。最高額については1万8,919円、平均は1万8,919円でございます。最低額につきましては2,320円。締結、28年から令和2年までのものについてはゼロ円でございます。賃貸借件数につきましては194件中81件となっております。また、議案書18ページから20ページまでが過去5年間の貸借の田んぼの部の一覧表となっております。

21ページから24ページにつきましては、同じく過去5年間の貸借一覧表、畑の部でございます。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。

議長 事務局長より議案第6号の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という声あり）

議 長 ないようですので、採決に移ります。

議案第6号について、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午後11時45分)